

平成20年生駒市教育委員会第3回定例会会議録

1 日 時 平成20年3月28日(火) 午後1時30分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

- (1) 臨時代理につき承認を求めることについて（平成20年生駒市議会（第1回）定例会提出議案の意見について）
- (2) 平成20年生駒市議会（第1回）定例会提出議案の結果について
- (3) 平成20年度生駒市社会教育基本方針について
- (4) 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則等の一部を改正する規則の制定について
- (5) 生駒市教育委員会教育長専決規程を廃止する訓令の制定について
- (6) 生駒市青少年センター規則を廃止する規則の制定について
- (7) 生駒市立学校における学校評価実施要綱の制定について
- (8) 生駒市男女共同参画推進条例に係る事務の補助執行について
- (9) 生駒市教育委員会事務局職員及び教職員の任免について

4 出席委員

委員長	中 井 公 人	委員（委員長職務代理者）	中 田 和 子
委員	村 田 浩 子	教育長	早 川 英 雄

5 欠席委員 なし

6 事務局職員出席者

教育総務部長	中 田 好 昭	生涯学習部長	長 田 二 郎
教育総務課長	峯 島 妙	教育指導課長	西 井 久 之
人権教育課長	宿 賀 忍	生涯学習振興課長	奥 村 直 幸
女性青少年課長	細 川 隆 庸	中央公民館長	松 本 裕 孝
芸術会館長	行 元 政 樹	南コミュニティセンター館長	上 埜 秀 樹
北コミュニティセンター館長	奥 田 好	体育振興課長	中 井 宏
教育総務課長補佐	辻 中 伸 弘	教育指導課長補佐	井 上 廣
人権教育課長補佐	生 駒 芳 弘	学校給食センター副所長	奥 村 弘 之
生涯学習振興課長補佐	西 野 敦	女性青少年課長補佐	吉 岡 秀 高
図書会館副会館長	辻 中 昇	書記	楠 下 崇 子
書記	村 田 充 弘		

7 傍聴者 1名

午後 1 時 3 0 分開会

○中井委員長：ただ今から平成 2 0 年生駒市教育委員会第 3 回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第 1、前々回及び前回会議録の承認を議題といたします。  
会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

私から本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を本日午後 1 時 3 0 分から午後 5 時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第 3 回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後 1 時 3 0 分から午後 5 時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 3、諸般報告ですが、来月の行事予定について、各部庶務担当課長から報告を受けます。教育総務部について、教育総務課、峯島課長、お願いいたします。

《 峯島課長 報告 》

○中井委員長：生涯学習部について、生涯学習振興課、奥村課長、お願いいたします。

《 奥村課長 報告 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 4、報告第 2 号「臨時代理につき承認を求めることについて（平成 2 0 年生駒市議会（第 1 回）定例会提出議案の意見について）」を議題といたします。教育総務課、峯島課長から報告を受けます。

○峯島課長：日程第 4、報告第 2 号についてご説明いたします。本件につきましては、先の生駒市議会会期中において緊急に追加議案を提案する必要が生じたため、本来なら

教育委員会の意見を伺うべきところでしたが、開催するいとまがなかったことから、臨時で代理したものでございます。

2件ございまして、まず1件目の、「生駒中学校本館中館改築等工事請負変更契約の締結について」につきましては、昨年6月に改正建築基準法が施行されたことに伴い遅れておりました建築確認が、3月11日に許可されたことから、早期に工事に着手すべく、定例市議会の最終日に追加提案させていただいたものでございます。主な変更内容といたしましては、建築基準法の改正に伴います設計見直しによる工事費の増額や工事現場の維持管理経費等で、当初契約金額の12億2,492万812円に2,688万8,138円を追加した12億5,180万8,950円に変更するとともに、契約工期につきましても、工事中断により、工事が約4ヶ月遅れていることから、平成20年10月31日から平成21年2月28日に変更させていただいたものでございます。

2件目の「生駒市職員定数条例の一部改正」については、「生駒市行政組織条例の一部改正」に関連して改正を行うということで、先の定例教育委員会において、ご審議を賜ったところでございますが、3月17日の企画総務委員会において否決されたことを受け、当初議案を撤回の上、3月24日の本会議に再度、議案を提出されたものでございます。

修正内容につきましては、市議会の懸念が大きかった人権教育課を教育委員会に残すため、当初提案の教育委員会の職員の定数について、4名をプラスした299人に修正を行ったものです。

以上、生駒市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項の規定により、ご報告いたしますので、ご承認のほど、よろしく願いいたします。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第4、報告第2号「臨時代理につき承認を求めることについて（平成20年生駒市議会（第1回）定例会提出議案の意見について）」は、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第5、報告第3号「平成20年生駒市議会（第1回）定例会提出議案の結果について」を議題といたします。教育総務課、峯島課長から報告を受けます。

○峯島課長：ただ今、議題となっております日程第5、報告第3号「平成20年生駒市議会(第1回)定例会提出議案の結果について」生駒市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第5条第1号の規定により、ご報告いたします。

まず、先の教育委員会定例会でご審議いただきました教育委員会関係議案の結果でございますが、3月7日開会の本会議で上程され、教育委員会に係る全議案が委員会付託となり、3月14日の環境文教委員会で審議された結果、「平成20年度生駒市一般会計予算」、「平成19年度生駒市一般会計補正予算(第6回)のうち教育委員会関係分」、「生駒市立学校設置条例の制定について」、「生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、「生駒市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について」の5件は、環境文教委員会において可決され、3月24日開会の本会議においても原案のとおり可決されました。なお、教育委員会関係以外の補正予算の一部は修正のうえ可決されました。

次に、先ほど臨時代理で報告させていただき、ご承認いただきました「生駒中学校本館中館改築等工事請負変更契約の締結について」は、3月24日の最終日に追加提案し、即決で原案のとおり可決されました。

最後に、「生駒市職員定数条例の一部改正について」は、「生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定」に組み込まれた形になっておりまして、3月7日の本会議初日に提案されましたが、3月17日開催の企画総務委員会に審議を付託され、否決されました。これを受けて、当初議案を撤回し、3月24日の本会議最終日に再度、追加提案として、議案を提出し、本会議を中断の上、企画総務委員会を開催し審議されましたが否決となり、本会議を再開し採決をとられたところ、否決となりました。以上、ご報告いたします。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

○中田委員：教育委員会関連の議案が可決し、安堵しております。

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第5、報告第3号「平成20年生駒市議会(第1回)定例会提出議案の結果について」は、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第6、報告第4号「平成20年度生駒市社会教育基本方針について」を議題といたします。生涯学習振興課、奥村課長から報告を受けます。

○奥村課長：日程第6、報告第4号「平成20年度生駒市社会教育基本方針について」

ご報告申し上げます。

この社会教育基本方針につきましては、平成20年2月29日に開催いたしました生駒市社会教育委員会議におきまして、決定をいただいたものでございます。

それでは、本方針の朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思っております。

《 朗読 》

○奥村課長：以上、生駒市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第5条第5項の規定により、ご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

○中田委員：前回の定例会において、「生涯学習まちづくり人材バンク」のご説明をいただきましたが、その後の状況はどうなっているのでしょうか。

○奥村課長：「生涯学習まちづくり人材バンク」事業につきましては、本年3月3日から市民の皆さんへ人材バンクへの登録を、広報を通して依頼いたしております。同時に市ホームページやチラシ等を利用いたしまして、同様に登録準備を進めております。

今後は、生涯学習社会の発展のため、人材バンクに登録していただきました方々やボランティア養成講座を受講していただきました市民の方々には、自らの学習成果を社会還元していただき、生涯学習ボランティアとして活躍していただきたいと思っております。

あるいは、これまで培ってこられた経験・技術・技能を活用していただき、生涯学習コーディネイターとして活躍していただきたいとも考えております。

○村田委員：そのような形で学習成果が社会に還元されることは素晴らしいことだと思いますので、積極的に事業を進めていただきたいと思っております。

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第6、報告第4号「平成20年度生駒市社会教育基本方針について」は、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第7、議案第5号「生駒市教育委員会事務局事務決裁規則等の一部を改正する規則の制定について」及び日程第8、議案第6号「生駒市教育

委員会教育長専決規程を廃止する訓令の制定について」ですが、この2議案については、一括議題といたします。それでは、教育総務課、峯島課長、よろしくお願いいたします。

○峯島課長：ただ今、議題となっております議案第5号及び議案第6号について、一括してご説明申し上げます。これら2議案につきましては、生駒市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第2条第2号の規定により教育委員会の議決をお願いするものでございます。

内容といたしましては、「学校教育法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、関係規則の整理を行うものでございます。

まず初めに、議案第5号の「生駒市教育委員会事務局事務決裁規則等の一部を改正する規則」の制定についてです。これについては、「学校教育法」が、改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定め、各学校種の目的・目標を見直すとともに、学校種の規定順についても、従来の小学校、中学校、幼稚園の順から、幼稚園、小学校、中学校の順に変更されることに伴い、関係規則の引用用語（校種の変更）及び、引用条項を整理するものでございます。

また、義務化される学校評価について、必要となる条項を新設しております。

次に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴う規則改正でございます。今回の法改正の趣旨は、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実を目指したものであり、具体的には教育委員会が自ら管理・執行すべき事務（教育長に委任できない事務）が明文化されたことに伴う、教育委員会の権限及び教育長専決事項の見直しと、今回の改正により義務化される教育委員会の点検・評価についての条項を新設するものでございます。

なお、これにつきましては、施行日の関係から、2回に分けて改正してございまして、まず名称変更及び条文整理を行った後、教育委員会の点検・評価についての条項を新設しております。

以上、議案第5号の「生駒市教育委員会事務局事務決裁規則等の一部を改正する規則」は、合計8本の規則を改正するものです。

続きまして、議案第6号は、先の議案第5号の「生駒市教育委員会事務局事務決裁規則等の一部を改正する規則」の改正により、教育長の専決事項を整理したことに伴い、不要となります生駒市教育委員会教育長専決規程を廃止するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今、ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

それでは私から、学校評価の義務化や教育委員会の点検・評価の実施など、教育改革が進められていますが、これは教育委員会に対する、世論の厳しい姿勢の現れだと思えます。市民の皆様の声に耳を傾け、生駒市教育委員会の体制を充実させていきたいと思えます。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございません

か。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第7、議案第5号「生駒市教育委員会事務局事務決裁規則等の一部を改正する規則の制定について」及び、日程第8、議案第6号「生駒市教育委員会教育長専決規程を廃止する訓令の制定について」は、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第9、議案第7号「生駒市青少年センター規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。

女性青少年課、細川課長から説明を受けます。

○細川課長：それでは、日程第9、議案第7号「生駒市青少年センター規則を廃止する規則の制定について」ご説明申し上げます。

青少年センターの廃止につきましては、一連の事務事業見直しの作業のなかで、事務事業を効率的に編成していくなかで、廃止ということになったものでございます。例えば、従前は、相談業務は義務教育の区切りで所管が変わって、教育支援施設から青少年センターに、あるいは逆に青少年センターから教育支援施設に引き継がれるなどしておりましたが、これを一元的、かつ継続的に実施するということで見直されたところでございます。

なお、同規則のなかで規定されております、青少年センター運営協議会もセンターの廃止に伴い、活動を停止、組織もなくなります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○中井委員長：ただ今、ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第9、議案第7号「生駒市青少年センター規則を廃止する規則の制定について」は、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第10、議案第8号「生駒市立学校における学校評価実施要綱の制定について」を議題といたします。

教育指導課、西井課長から説明を受けます。

○西井課長：日程第10、議案第8号「生駒市立学校における学校評価実施要綱の制定について」ご説明申し上げます。

学校教育法第42条、第43条及び同施行規則第50条の改正を受けて、これまで努力目標であった学校評価が義務化されたことに伴い、先に審議いただきました「生駒市立学校の管理運営に関する規則」に第19条の4として「学校評価」条項を加えるとともに、学校評価の実施等に関し必要な事項を「生駒市立学校における学校評価実施要綱」として制定するものでございます。

具体的には法に基づきまして、自己評価の実施及び公表、学校関係者評価の実施を義務とし、学校関係者評価の結果の公表に努めることとしております。なお、学校関係者評価の評価者としては「学校評議員制度」の活用を求めています。

また、保護者等の適切な評価を得るために積極的な情報提供を求めており、年度末には総括表を作成し、委員会に報告することとしております。以上、よろしく願いいたします。

○中井委員長：ただ今、ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

○村田委員：学校の自己評価は、市立学校すべて統一した様式で行うのですか。

○西井課長：評価の項目につきましては、実施要綱の中で「学校長がそれぞれの学校の実態に応じて設定する」としてありますので、すべて同じではありません。各学校には、それぞれの学校長の判断で、自校で作成いただいた評価項目に基づいた評価を求めています。

○中井委員長：「学校関係者評価の実施」とありますが、その中の一つの方法として学校評議員制度を積極的に活用とあります。市内の学校等での実施状況はどのようになっていますか。

○西井課長：昨年度、早川教育長から校園長会を通じて、学校評議員制度を進めていくようにとのご指導があり、相当数の学校が学校評議員制度を取り入れております。現在のところ、まだ取り入れていない学校が2校ございますが、この2校につきましても、来年度はぜひとも進めていきたいと学校長から聞いております。今後、学校評議員制度を活用し、学校関係者評価がうまく進められるのではないかと思います。

○中井委員長：引き続きご努力をお願いしたいと思います。できる限り、地域の学習状況を取り入れながら、学校が共に考え、進んでいけたらと思います。

○村田委員：自己評価を実施するには、かなりの時間と負担がかかると思いますが、せ

っかくの機会ですので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第10、議案第8号「生駒市立学校における学校評価実施要綱の制定について」は、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第11、議案第9号「生駒市男女共同参画推進条例に係る事務の補助執行について」を議題といたします。教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：日程第11、議案第9号についてご説明いたします。

本案につきましては、生駒市男女共同参画推進条例の施行に伴い、市長の権限に属する事務の一部を平成20年4月1日から教育委員会の職員に補助執行させたいとの市長からの申出を受けまして、地方自治法第180条の2の規定により協議をお願いするものです。なお、詳細につきましては担当課の女性青少年課長から説明させていただきます。

○中井委員長：それでは、女性青少年課、細川課長から説明を受けます。

○細川課長：それでは、日程第11、議案第9号「生駒市男女共同参画推進条例に係る事務の補助執行について」ご説明申し上げます。

本条例につきましては、昨年来、素案から議会提案に至る事務手続き等は私ども教育委員会生涯学習部女性青少年課にて担当してまいりましたが、立法の趣旨、制定の目的は、市全体に関わるものでございます。従いまして、条例にうたわれております一連の事務事業は教育委員会の所管ではなく、「市」あるいは「市長が」実施することとなっております。ところで、現在の組織のなかでこれらの事務を受け持つ部署は、どこかということですが、すでにこの分野の一定の事務を所管し、さらに条例制定について一連の作業をし、事務内容を把握しているところが最適ではないかということですが、今般、これら市長部局の事務事業を教育委員会にて執行していただけないかという協議が出されたということですが、

それでは、補助執行する事務でございますが、まず、1の基本計画の策定に関することですが、これは、男女共同参画を推進する基本計画の策定に関することですが、

2の年次報告は、1の基本計画に基づいて推進される施策の実施状況等についての報告書の作成に関することですが、

3の調査研究は、基本計画の策定や推進施策の策定に必要な調査や研究に関すること
でございます。

4の広報活動は、男女共同参画の推進について、市民の理解を深めるための広報活動
や学習機会の提供等に関することでございます。

5の市民等に対する支援、協力は、市民が男女共同参画の推進に関して行う諸活動に
対する、必要な支援及び協力に関することでございます。

6の教育及び学習の推進は、市民の男女共同参画に対する関心、理解を深めるために
行う教育、学習機会の拡充、指導者の育成等に関することでございます。

7の苦情の申出の対応は、市民が市の男女共同参画の推進施策等で苦情があるとか、
性別で差別的取扱いを受けた等の苦情についての対応等に関することでございます。

最後に8の生駒市男女共同参画審議会は、この審議会の開催、運営等に関すること
でございます。以上でございます。

それから、男女共同参画に関連するものとして、「生駒市男女共同参画推進条例施行
規則の制定」についてご報告いたします。

昨年の9月議会において可決されました、「生駒市男女共同参画推進条例」はこの4
月1日から施行されることとなっておりますが、その施行に際し、同条例の細かな規定、
例えば苦情申出に対応する男女共同参画専門委員についての規定などを定めた「生駒市
男女共同参画推進条例施行規則」を制定いたしまして、3月はじめに公布いたしました。

本条例は、市長部局の条例として制定されましたので、その規則も市長部局の規則と
なり、その制定は市長の専権事項ということございまして、教育委員会へは、報告と
させていただきます。以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ
ます。

○中井委員長：ただ今、ご説明いただきましたが、皆様から何かご意見、ご質問等ござ
いませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、ご異議なしでよろしいですか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第11、議案第9号「生駒市男女共
同参画推進条例に係る事務の補助執行について」は、協議の結果、異議なしと決し
ました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第12、議案第10号「生駒市教育委員会事務局職員  
及び教職員の任免について」を議題といたします。

○峯島課長：恐れいますが、本案件は人事案件になりますので、関係者のみでの会議

となります。ご退席をお願いします。

－ 関係者以外退席 －

○中井委員長：それでは、教育総務部、中田部長から説明を受けます。

○中田部長：ただ今、議題となっております、日程第12、議案第10号「生駒市教育委員会事務局職員及び教職員の任免について」ご説明いたします。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

まず、事務局ですが、管理職につきましては、退職者1名を含みます17名の異動がございます。

続きまして、教職員の任免でございます。校長につきましては、小学校長2名と中学校長4名でございます。内、小学校の2名と中学校の1名は昇格でございます。

次に、教頭につきましては、小学校8名、中学校3名でございます。内、小学校の5名と中学校の1名は昇格でございます。

そのほか、小学校教頭が市外転出者2名となっております。

なお、退職者につきましては、小学校長2名、中学校長1名、小学校教頭1名及び中学校教頭1名の計5名が定年退職となります。

幼稚園の園長級につきましては、今回異動はありません。

○中井委員長：ただ今、ご説明いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第12、議案第10号「生駒市教育委員会事務局職員及び教職員の任免について」は、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これにて閉会いたします。

午後3時50分 閉会